

《論文集投稿規程》

昭 40(1965). 1.(制定) 平 3(1991).4. (改正)
昭 41(1966). 2.(改正) 平 6(1994).11. (改正)
昭 41(1966).11.(改正) 平 7(1995).4. (改正)
昭 44(1969).12.(改正) 平 8(1996).1. (改正)
昭 50(1975).12.(改正) 平 10(1998).9. (改正)
昭 51(1976).12.(改正) 平 13(2001).12.(改正)
昭 54(1979).12.(改正) 平 17 (2005).4.(改正)
昭 55(1980). 5.(改正) 平 19(2007).6.(改正)
昭 61(1986).11.(改正) 平 20(2008).8.(改正)
昭 63(1988). 3. (改正) 平 26(2014).5.(改正)
平 2(1990).10.(改正)

1. 論文集に投稿する論文，ショート・ペーパー，開発・技術ノートおよび討論（以下，論文等と呼ぶ）は，刊行物^(注1)に未発表，未投稿の邦文の原著^(注2)であって，著者の少なくとも1名が正会員，学生会員または名誉会員であるものに限る。ただし，日本国内に在住していない外国人は会員外であっても投稿することができる。
2. 論文は，本学会の活動分野に関する独創的な研究成果の報告とする。ショート・ペーパーは，本学会の活動分野に関する新しい着想や学術上の所見および研究速報とする。開発・技術ノートは，本学会の活動分野に関する新しいもしくは有用な技術や手法あるいはそれらの適用例の報告とする。討論は，論文，ショート・ペーパー，開発・技術ノートおよび討論に対する質問，回答，意見などとする。
3. 投稿論文等は，本学会またはその支部，部会などが主催または共催する講演会，シンポジウム，研究会などで公表したものが望ましい。
4. 論文等の投稿に際しては，本学会で定める論文執筆の手引きにしたがって執筆するほか，本学会論文集委員会による別途の定めのある場合にはそれにしたがうものとする。
5. 論文，ショート・ペーパーと開発・技術ノート，および討論の刷上り長さは，図，表，写真を含めて，それぞれ最大14ページ，最大3ページ，および1ページ以内として，連載形式をさけるものとする。ただし，論文は著者紹介も含む。
6. 投稿にあたっては，原則として，論文集委員会の指定する電子的な方法により投稿票および原稿(pdfファイルあるいはWordファイル)を送付するものとする。
7. 受け付けた投稿論文等は，論文集委員会でその採否を決定する。
8. 投稿論文等について，論文集委員会から内容の修正または短縮を求められた場合，その日から2カ月以内に修正のうえ学会に提出しないときは，最初の受付は無効となる。
9. 投稿論文等の査読結果について異議のある著者は，論文集委員会に対してその旨を文書によって申し出ることができる。
10. 掲載された論文等の著作権は本学会に帰属する(別に定める本会編集著作物に関する著作権規程に基づく)。
11. 投稿論文等は，不採録となった場合を除いて他学会などへ投稿してはならない。
12. 掲載された論文等の著者は，別に定める掲載別刷り料を本学会に支払うものとする。
13. 掲載された論文等について著者が訂正を必要と認めた場合は，論文集委員会にその旨を文書によって申し出ることができる。その取扱いは，論文集委員会において決定する。

(注1) 刊行物とは，国内外ならびに言語の如何を問わず，また，印刷や電子的出版等の様態の如何を問わず，一般に販売・配布・公表・閲覧許可されている書籍・雑誌・報告書・各種電子的コンテンツ等の資料を指す。ただし，(a) 学位論文(学士論文，修士論文，博士論文等)，(b) 新規成果の発表を目的とした各種集会(学協会等の主催する講演会，シンポジウム，研究会，ワークショップ等を含む)に付随する資料であって，著作権法上ならびに当該資料に関連する規定上，問題のないもの，(c) 著者からの申請に基づき，本学会論文集委員会にて審査・判断の上，例外として事前に承認したもの，を除く。したがって，たとえば，書籍，学協会等の発行する論文誌・会誌，大学・官公庁・公的研究機関・企業等の組織の発行する紀要・技報・機関誌ならびにそれらの組織の管理下にある電子的コンテンツ，もしくは発行する電子的出版物は，刊行物とみなされる。なお，本項の遵守は，上記(b)に該当する場合の著作権法ならびにその他の規定の遵守も含めて，著者が最終的な全責任を負うものとする。

(注2) 既発表の成果を本質的に発展させた，ないしは，既発表の成果に関する議論や方法を本質的に進展させた結果として，新規な成果として位置づけられるもの，ならびに，本学会論文集に投稿したものの不採録となった論文等を大幅に改訂し，新規性・有用性・客観性に関する記述において十分な改訂がなされたとするものについては，原著の範疇とみなしうる。ただし，論文集委員会の判断により，これを認めない場合がある。